

業務区域	広島県		
対象建築物	<p>次のいずれかに該当する建築物</p> <p>1. 広島県内に事務所を置く全ての判定機関が判定することができない建築物（延べ面積が1,000㎡を超える建築物（建築基準法第6条第1項若しくは建築基準法第6条の2第1項の規定による一の確認申請又は建築基準法第18条第2項若しくは同条第4項の規定による一の計画通知における別棟（建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなすものを含む。）で延べ面積1,000㎡以下の建築物（以下、「附属建築物」という。）を含む。）に限る。）</p> <p>2. 建築基準法第20条第1項第二号イ又は第三号イの規定に基づき、大臣認定プログラムによって安全性を確かめた延べ面積が1,000㎡以下の建築物（前号の附属建築物を除く。）</p>		
判定手数料 (非課税)	建築物の床面積の合計※	大臣認定プログラム以外による構造計算	大臣認定プログラムによる構造計算
	1,000㎡以内	216,000円	左記に同じ
	1,000㎡超 2,000㎡以内	276,000円	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	349,000円	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	514,000円	
	50,000㎡超	859,000円	
※ 計画変更については、床面積の合計の1/2の面積（床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積＋増加する部分以外の床面積の1/2）とする			
お受けできる事務所	大阪事務所 東京（本部）		